

道路交通法の一部改正について

自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）等を導入する道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が令和6年5月24日に公布

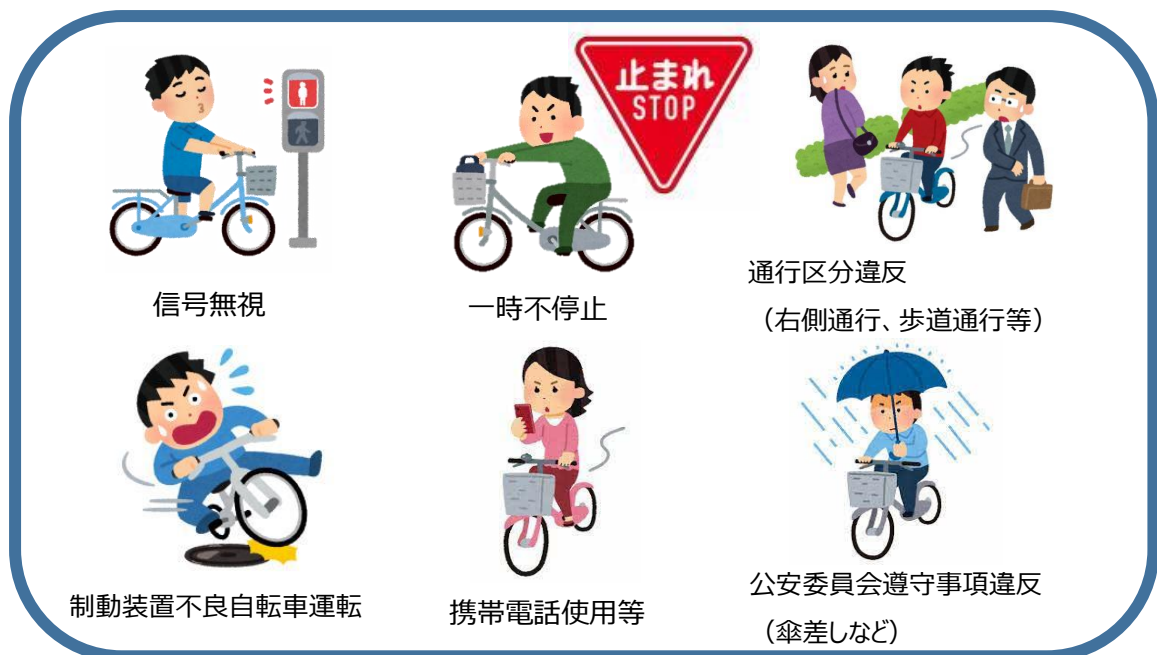
1. 改正内容の主なもの

令和8年5月23日までに施行

（1）自転車等に対する交通反則通告制度（「青切符」による取り締まりを行う反則金制度）

自転車関連事故や自転車の違反による検挙数が増え、取締りに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なる青切符制度の導入により、比較的軽微な違反を迅速かつ円滑に処理することになる。

- ・ 対象：16歳以上の自転車等の運転者
- ・ 違反の一例（反則金制度の対象となる違反行為は113種類）



※交通事故に繋がる恐れがあるものや悪質・危険性が高い違反について重点的に取締まりが行われる予定

- ・ 反則金：5千～1万2千円程度の見込み

令和6年11月1日施行予定

（２）自転車の危険な行為である「酒気帯び運転」と、「携帯電話使用等」に罰則が新設

酒気帯び運転の禁止

罰則：3年以下の懲役
または50万円以下の罰金



携帯電話使用等の禁止

罰則：6ヶ月以下の懲役
または10万円以下の罰金



※この2つの違反を繰り返した人に自転車運転者講習の受講を命令できるようにする
道路交通法施行令の改正（同日施行）も予定

※施行令では、これまで信号無視や歩行者用道路徐行違反、遮断踏切立ち入りなどを
自転車運転者講習の受講命令の対象としている。3年以内に2回違反すると命令が
出される運用になっている。